

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

○告示第4号 議決予算の公表……………（財務課）… 2

公 告

○公告第1号 農用地利用集積計画の縦覧……………（農林茶業課）… 4

消 防 本 部

○訓令甲第1号 宇治市火災調査規程の一部を改正する規程…………… 4

公 営 企 業

○告示第2号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始
…………… 4

告 示

宇治市告示第4号

議決予算の公表について

平成29年12月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年1月26日

宇治市長 山本 正

平成29年度宇治市一般会計補正予算(第5号)

平成29年度宇治市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,492,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
15.国庫支出金		11,866,597	97,551	11,964,148
	1.国庫負担金	9,179,611	97,551	9,277,162
16.府支出金		4,978,914	51,800	5,030,714
	1.府負担金	2,942,223	36,500	2,978,723
	3.委託金	347,286	15,300	362,586
17.財産収入		109,838	1,514	111,352
	1.財産運用収入	102,767	1,514	104,281
18.寄付金		230,764	20,000	250,764
	1.寄付金	230,764	20,000	250,764
19.繰入金		1,964,636	10,592	1,975,228
	2.基金繰入金	1,964,635	10,592	1,975,227
20.繰越金		12,659	57,590	70,249
	1.繰越金	12,659	57,590	70,249
22.市債		4,951,000	63,600	5,014,600
	1.市債	4,951,000	63,600	5,014,600
歳入合計		63,190,247	302,647	63,492,894

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,340,540	46,814	6,387,354
	1. 総 務 管 理 費	5,162,148	31,514	5,193,662
	4. 選 挙 費	62,869	15,300	78,169
3. 民 生 費		28,022,754	155,241	28,177,995
	1. 社 会 福 祉 費	12,397,017	9,241	12,406,258
	2. 児 童 福 祉 費	10,449,604	146,000	10,595,604
6. 農 林 水 産 業 費		349,373	10,592	359,965
	1. 農 業 費	270,065	10,592	280,657
11. 災 害 復 旧 費		63,427	90,000	153,427
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	6,000	5,000	11,000
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	57,427	85,000	142,427
歳 出 合 計		63,190,247	302,647	63,492,894

第2表 債務負担行為補正

1. 追加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
京都府知事選挙期日前投票事務等委託事業	自 平成29年度 至 平成30年度	8,100
ベンチャー企業育成支援事業	自 平成29年度 至 平成30年度	14,700

第3表 地方債補正

1. 変更 (単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法		
林業施設災害復旧事業債	2,600	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに計算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	5,900	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による

河川等災害復旧事業債	50,000	同上	同上	同上	同上	110,300	同上	同上	同上	同上
------------	--------	----	----	----	----	---------	----	----	----	----

公 告

宇治市公告第1号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成30年1月15日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

平成29年度第10号

平成29年度第11号

平成29年度第12号

平成29年度第13号

平成29年度第14号

2 関係書類の縦覧期間

平成30年1月15日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市 市民環境部 農林茶業課

(揭示済)

消 防 本 部

宇治市消防本部訓令甲第1号

宇治市火災調査規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年1月26日

宇治市消防長 中谷 俊哉

宇治市火災調査規程の一部を改正する規程

宇治市火災調査規程（平成12年宇治市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「消防長及び署長」を「消防長等」に、「確立しておく」を「確立する」に改める。

第24条を第29条とし、第23条を第28条とし、第22条中「物件に」を「り災物件に」に改め、同条を第27条とし、第21条を第26条とし、第20条の次に次の5条を加える。

（震災時の調査体制の確立）

第21条 消防長は、地震の発生から宇治市警防規程（平成17年宇治市消防本部訓令甲第9号）第22条の2第1項に規定する警防本部が閉鎖されるまでの間に発生した火災を調査するため、組織的な調査体制を確立するものとする。

（火災状況の記録及び情報の収集）

第22条 消防長等は、地震の発生直後から火災の状況を記録し、及び調査のための情報を収集するものとする。

（震災に伴う火災の指定）

第23条 消防長は、調査を円滑に実施し、及びり災証明書を速やかに発行するため、地震の発生により発生した火災のうち、期間及び地域を限定した火災（以下「震災に伴う火災」という。）を指定するものとする。

（震災に伴う火災の調査）

第24条 消防長は、宇治市警防規程第2条第2号に規定する警防活動がおおむね終了した後、前条の規定による指定に係る震災に伴う火災（以下「指定火災」という。）の調査について、り災証明書発行のための損害調査を優先するものとする。

（調査員の派遣）

第25条 消防長は、指定火災の調査を実施するため必要があると認めるときは、署長に管轄区域外への調査員の派遣を命じることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第2号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成30年1月26日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成30年1月26日	宇治戸ノ内の一部・樋ノ尻の一部・矢落の一部、横島町一ノ坪の一部・大町の一部・島前の一部・吹前的一部分	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター